

議員発案第 4 号

自主共済の適用除外を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、別紙「自主共済の適用除外を求める意見書」を提出するものとする。

平成22年3月23日 提出

提出者 三条市議会議員 田 中 寿

賛成者 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

同 三条市議会議員 原 茂 之

自主共済の適用除外を求める意見書

平成18年4月1日に施行された新保険業法により、各団体がその組織の目的の一つとして構成員のために自主的に運営している共済制度が存続の危機に追い込まれている。

保険業法改定の本来の趣旨は、共済を名乗り不特定多数の消費者に保険類似商品を販売し被害をもたらした、いわゆるニセ共済を規制することであった。

仲間同士の助け合いである自主共済と収益を目的に販売する保険商品は、理念も取扱いも異なり、保険会社を監督・規制する保険業法が両者を同一に扱うことに無理があり、現在の状況が続くと各団体は制度の廃止・解散に追い込まれ、脱退を余儀なくされる国民が続出する。長年にわたり健全に自主運営してきた非営利の自主共済にもうけの論理を押し付けることは認められない。

よって、国会並びに政府におかれては、保険業法改定の本来の趣旨に沿って、自主的な共済を新保険業法の適用除外とすることについて措置されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出する。

平成22年3月23日

三条市議会議長 阿部 銀次郎

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 金融担当大臣